

一般調査報告書

フランスにおける職業税の廃止と地方自治制度改革について

2009年12月、職業税(Taxe professionnelle)の廃止と、それにかわる地域経済貢献税の導入がフランス議会上院で可決されました。職業税は、その創設以来、さまざまな議論の対象となってきましたが、今回、サルコジ大統領の強いイニシアティブの下で廃止と代替の税制度の導入が決定されたものです。

一方、職業税が地方自治体の歳入の大きな部分を占める税であったことから、この税の廃止・代替制度の導入は地方自治制度のあり方にも大きな影響を与えることが明白です。さらに、もともとフランスにおける国と地方自治体の関係、地方自治体間の権限の重複などが国民の批判の対象になっていたことから、職業税の廃止は地方自治制度の改革と同時に進められることになりました。

今回のパリ産業情報センターの調査レポートでは、フランスにおける職業税の廃止と地方公共団体改革への流れについて、報告したいと思います。

1 フランスにおける職業税とは

フランスにおいては、地方税についても法律で規定されており、地方が独自に税目を創設する余地はありません。(ただし、税率等は地方公共団体の議会に決定権がある場合があります。) そのなかで、従前の「営業税」に代わって1975年に創設されたのが今回取り上げる「職業税」です。

職業税の概要は以下のとおりです。

納税義務者	営業により職業活動を行う自然人及び法人
課税主体	地方公共団体（コミューン、県及び州）
課税標準	法人資産の賃貸価格及び自由業収入の一部 ア 不動産・土地の賃貸評価 イ 法人資産の賃貸価格の16% ウ 自由業者の収入の6%
税率	地方団体議会において決定する。ただし、全国平均の2倍以内に収めなければならないなどの制約もある。
その他	・農業、手工業等の分野については非課税。 ・新規起業者、医療施設等についての免除規定もある。

職業性の課税主体は地方公共団体であり、地方公共団体にとっては大きな収入源の一つとなっています。フランスの地方公共団体においては、住居税、既建築固定資産税、非建築固定資産税及び職業税が税収入全体の6割以上を占めており、主要4税と呼ばれています。さらに、主要4税のうちの4割以上を占める重要な税目が今回の職業税であり、地方公共団体の収入の約4分の1を占めていました。

なお、かつては課税標準に「支払給与」も含まれていましたが、1999年からの5年間で段階的に廃止されました。この措置は、職業税によって雇用が阻害されているという批判に 대응するためのものでした。(ただし、職業税が雇用に与える影響は極めて小さいとの報告もあったなかでの廃止措置であったことから、政治的なパフォーマンスであったとの評価が一般的であるようです。)

2 職業税をめぐる議論

職業税は、1975年の導入以来、さまざまな批判が繰り返されてきました。それはこの税制に対する不公平感が解消されなかったことに大きな原因があります。

これら職業税に対する批判は大きく次の3点に集約されます。

① 地方公共団体間の不公平

地方公共団体が税率を定めることとなっており、実際にその税率に大きな差があることから、立地場所によって企業の負担が大きく異なる結果となり、企業の競争力に地域間格差が生じているとする批判です。

② 業種間の不公平

課税標準が土地や設備に係るものであることから、製造業・エネルギー関連産業・運輸業により負担が大きなものになっているという批判です。

③ 職業税が新規の雇用・投資を阻害している可能性

他の欧州諸国には例のない税制で企業による投資を阻害していることにより、フランスの国際競争力そのものを弱める結果となり、企業の国外流出の原因の一つになっているという批判です。しかし、実際には、雇用・投資のどちらについても、この職業税が企業にとって大きな負担にはなっていないともいわれており、事実、2005年に設置された「職業税改革検討委員会」の最終報告書においては、企業負担コストにおける職業税の占める割合は非常に小さいものであったとされていました。

フランス政府は、以上のような批判を受けて職業税制改革の必要性を認識し、これまでに10回にもわたってさまざまな軽減・免税措置等による均衡是正策を講じてきましたが、地域間・業種間のバランスが大きく変動することを恐れ、抜本的な改革には手を付けてきませんでした。

3 職業税の改革、あるいは廃止に向けた取り組み

サルコジ大統領は、その就任後間もない時期から職業税がフランスの産業の競争力を削いでいるとして、その改革に着手することを明言してきました。例えば、就任直後に経済・産業・雇用大臣に対して送付したミッションレターのなかでは、「税制全体について検討しなければならない。企業、投資家及び有能な人材に係る税制は、それをさらに促すものでなければならない。我々の経済の競争力、特に生産部門の競争力に重圧をかけている職業税による負担の軽減を検討しなければならない。」と述べています。

2008年9月、サルコジ大統領は2010年1月1日までの新規投資について、恒久的な100%の職業税免税を実施すると演説し、実際に2008年の補正予算から実施されました。期間は限定されているものの、実質的に廃止されたことに等しいものであり、職業税見直しに向けた取り組みを確実なものとした措置であると言えます。

4 職業税の見直しと地方自治制度改革にむけて

さきに述べたように、職業税は地方公共団体の収入の4分の1に当たる大きな部分を担っていました。つまり、職業税の改革は必然として地方自治制度改革の改革に結びつくものであったと言えます。

2008年10月、大統領の諮問委員会として地方自治制度改革委員会が設置されました。このとき、サルコジ大統領はその演説の中で、「国民は地方公共団体についてより複雑な思いを抱いている。(中略) 地方分権と地方自治体の組織についてもますます厳しく批判するようになってきている。」とし、さらに「国民は地方自治体の階層数が多すぎると考えるとともに、地方税の増加と地方自治体の経費の増大に激しい怒りを抱いている。また、権限の錯綜や重複を批判し、明確な責任の不在を嘆いている。」として、委員会の役割が地方自治・地方公共団体・地方財政のあり方の検討にあることを明確にしました。さらに続けて、「我々は、皆、地方財政が時代遅れで不公平なものであり、職業税がフランスにおける経済活動の魅力を損なうものであると考えている」と述べ、地方自治制度改革と職業税の改革が同時に進められるべきとしています。

この委員会は2009年3月5日に「地方公共団体の改革」に関する報告書を提出し、2014年までに実施されるべき、として地方分権に関する20の提言を示しました。その提言のうちの主なものは次のとおりです。

① 州(あるいは地域圏)の数を現在の26から15に減らす。

② 州及び県議会選挙を比例代表制で同時に行う。

(現在はそれぞれ別の方法で、別個の機会に行われている州及び県議会の選挙について、比例代表制で同時に行い、比例の順位上位の当選者が州議会議員と県議会議員を兼任し、下位当選者は県議会議員のみを務める、という制度。パリ市が市議会と区議会において、この制度を実施しています。)

③ 地方自治体が連合して新たな地方自治体を形成することを可能にする

④ 11の「地域中核拠点都市」を設置する。

(これらの都市には県と同等の権限が与えられる。)

⑤ パリ大都市圏(グラン・パリ)を構築する。

(現在のパリ市に、オー・ド・セヌ県、セヌ・サン・ドニ県、ヴァル・ド・マルヌ県を統合した大都市圏を構築する。)

⑥ 地方自治体の権限の見直しと税制改正

(国と地方自治体の権限を明確に区別し、国は地方自治体の業務に関与しない。職業税は撤廃することとし、代わりに企業の不動産や付加価値への課税、国の交付金及び間接税を地方の財源とする。)

サルコジ大統領も、この検討結果が提出された時点で「地方自治制度改革と地方財政制度改革の改革とは密接な関係にあり、この2つのプロセスは同じリズムで並行して進められなければならない」と発言しています。そして、この委員会の検討結果に基づき、サルコジ大統領はフィヨン首相に地方自治制度改革案として法案にまとめるよう指示しました。

なお、2009年10月20日に地方自治制度改革について演説したなかで、サルコ

ジ大統領は次のように発言し、ここでも職業税が経済の活性化の妨げになっていると繰り返し訴えています。

「まず、職業税を廃止しなければならない。これは何にも譲れない緊急的な改革である。もちろん、(地方の)制度改革や地方の財政改革を行った後で職業税の廃止に手をつける方がシンプルではある。しかし、我々の経済の競争力を考えると、それまでは待てないのだ。我々は35年来、投資への課税を行っている。このシステムはヨーロッパでは他に類のないものであり、企業に(フランス国外への)工場移転を促し、産業部門の雇用を破壊するものだ。フランスでは、ここ15年で50万の雇用が消滅した。労働人口2100万人中の50万人である。これが、職業税によってもたらされたものだ。

職業税を廃止することにより、60億ユーロが持続的に投資、雇用、生産にまわされるだろう。〈中略〉フランスが、生産する国であり、工場を持ち、雇用を持って富を創造する国であるために、職業税は廃止されなければならない。」

5 職業税の廃止と地方自治制度改革の国会通過

以上のような過程を経て、職業税の廃止は2010年の財政法案に一括して組み込まれることになり、2009年10月に国会に上程されました。

職業税の廃止については、10月27日には下院にあたるフランス国民議会を通過し、11月21日には上院にあたる元老院でも、地方自治財源に関わる部分の審議を残したまま、原則として職業税を廃止とすることが可決されました。

そのうえで、12月6日に職業税に代わる新税となる地域経済貢献税の導入が可決され、長く議論の対象となってきた職業税は姿を消すことになりました。

地方自治制度改革法案については、2009年10月21日に議会上程され、12月15日から上院での審議が開始されたところです。地方自治制度のあり方について大きな変更を伴う内容であることから、今後の議論は難航することが予想されています。

おわりに

今回の調査レポートでは、フランスにおける職業税の廃止と地方自治制度の改革についてとりあげました。もともと中央政府の権限が非常に大きいフランスにおける改革への取り組みであり、今回の改革も中央政府の主導で進められている印象が強いものと言えます。そのなかで、今後は、特に職業税の廃止がフランスの産業界に及ぼす影響(あるいは期待通りの効果が得られるのかどうか)と公平性について関心が集まるものと思われ、具体的な議論が始まったばかりの地方自治制度の改革についても、その結論が注目されます。パリ産業情報センターでは、引き続きこの議論の行方を追って行きたいと考えています。